

平成28年1月から 個人番号(マイナンバー)の利用が開始されます。

個人番号(マイナンバー)とは、住民票を有するすべての個人に対して、一人に一つ割り当てられる12桁の番号のことです。

個人番号(マイナンバー)は、平成28年1月のマイナンバー社会保障・税番号制度の開始以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいて利用されます。個人番号(マイナンバー)は法令で定められた目的以外での利用は禁止されており、取り扱いには厳格な保護措置が義務づけられています。

当社から個人番号(マイナンバー)のご提供に関するお願い



保険会社は平成28年1月以降の保険金等のお支払について、個人番号(マイナンバー)を記載した法定調書を税務当局へ提出することが法律で義務付けられました。このため、**対象となる契約者様および受取人様から、当社に個人番号(マイナンバー)をご提供いただく必要があります。**お手数をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

マイナンバー制度に関する
お問い合わせ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

または、「マイナンバー」で検索してください。

マイナンバー

検索

個人番号(マイナンバー)のご提供について



個人番号(マイナンバー)の提供が必要となるのは、主にどのような時ですか？

- 1回の支払金額が100万円を超える死亡保険金、満期保険金、解約返戻金等が支払われた場合。
- 同一人に対して1年間に20万円を超える年金が支払われた場合。

どのように個人番号(マイナンバー)を提供するのですか？

- 保険金等が支払われた場合で税務当局に法定調書を提出する必要がある場合に、**お支払から約2週間後に当社から「個人番号(マイナンバー)ご提供のお願い」の文書をご送付いたします。**
- お客様は、「個人番号(マイナンバー)通知カード」または「個人番号(マイナンバー)カード」の個人番号が記載された面のコピーを同封の返信用封筒にて当社にご送付いただけます。

個人番号(マイナンバー)の利用目的について

ご提供いただく個人番号につきましては、下記の範囲内において利用いたします。

個人番号の利用目的

各種保険契約の保険金・年金・解約返戻金等の支払いに関する支払調書・源泉徴収票等の作成事務

当社は、個人番号(マイナンバー)を含む個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、及び適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めております。詳しくは、個人情報保護方針をご確認ください。

※万が一、当社へ個人番号(マイナンバー)をご提供いただいたあと、諸般の事情により番号の変更をされた場合には、当社コールセンターまで変更の旨をお申し出ください。再度ご提供いただく必要がある場合は、お手続きをご案内させていただきます。

当社お問い合わせ先

マニユライフ生命コールセンター **0120-063-730**

変額年金・投資型商品
についてのお問い合わせ

マニユライフ生命 変額年金/
投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間/月～金曜日 9時～17時(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)